

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 16 日

地区歯科医師会 御中

公益社団法人 東京都歯科医師会

雇用調整助成金の上限額の引き上げ等について

平素より本会会務運営に特段のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、日本歯科医師会から別添よる連絡がありましたので、取り急ぎ情報提供させていただきます。

なお、本会は東京都並びに日本歯科医師会等からの新型コロナウイルス感染症（COVID-19）関連情報について、随時、地区歯科医師会に対し情報提供を行う予定でございます。

〔別添〕

「雇用調整助成金の上限額の引き上げ等について」

令和 2 年 6 月 15 日付・日本歯科医師会 事務連絡

1. 「雇用調整助成金の受給額の上限を引き上げます」 R2.6.12 掲載
2. 雇用調整助成金ガイドブック（簡易版）（6月12日現在版）
3. 雇用調整助成金支給申請マニュアル（休業）（6月12日現在版）
4. 雇用調整助成金支給申請マニュアル（訓練）（6月12日現在版）
5. 緊急雇用安定助成金支給申請マニュアル（6月12日現在版）
6. 「雇用調整助成金の生産指標が比較しやすくなりました」 R2.6.12 掲載（R2.6.13 一部修正）

※別添 1～6 については、個々のファイルとして別途お送り致します。

（参考）

【厚生労働省 雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

〔担当〕

公益社団法人東京都歯科医師会

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策本部

事業第一課 医療管理・調査担当 羽二生・正岡

TEL 03-3262-1149（直通）

FAX 03-3262-4199

事 務 連 絡
令和 2 年 6 月 1 5 日
(厚生会員部門扱い)

都道府県歯科医師会 御中

公益社団法人 日 本 歯 科 医 師 会

雇用調整助成金の上限額の引き上げ等について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。また新型コロナウイルス感染症対策に、特段のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、令和 2 年度第二次補正予算が 6 月 12 日開催の国会で成立しました。これにより、雇用調整助成金の助成額の上限額が一人あたり日額 15,000 円に引き上げられ、緊急対応期間が令和 2 年 9 月 30 日まで延長されました。また、解雇等をせず雇用の維持に努めた中小企業のへ助成率も一律 10/10 に拡充されました。パート・アルバイト向けの緊急雇用安定助成金も同様に助成額、助成率が適用されます。

【助成額の上限】 一人あたり日額 8,330 円が 15,000 円に引き上げ

【助 成 率】 原則 9/10 が一律 10/10 に拡充

【緊急対応期間】 令和 2 年 9 月 30 日まで延長

既に雇用調整助成金を受給された方、申請済みの方にも適用され、追加支給の手続きは不要とのことです。ただし、申請済みの方で、従業員に対し追加で休業手当の増額分を支給した方は追加支給の手続きが必要です。

つきましては、雇用調整助成金を必要としている会員支援のため、適宜、貴会会員への周知方をお願い申し上げます。

<別添>

- ・「雇用調整助成金の受給額の上限を引き上げます」 R2.6.12 掲載
- ・雇用調整助成金ガイドブック（簡易版）（6 月 12 日現在版）
- ・雇用調整助成金支給申請マニュアル（休業）（6 月 12 日現在版）
- ・雇用調整助成金支給申請マニュアル（訓練）（6 月 12 日現在版）
- ・緊急雇用安定助成金支給申請マニュアル（6 月 12 日現在版）
- ・「雇用調整助成金の生産指標が比較しやすくなりました」 R2.6.12 掲載（R2.6.13 一部修正）